

## 会 議 録

### 1 会議名

平成29年度第2回阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

### 2 開催日時

平成29年12月22日（金） 午前9時55分から午前11時20分まで

### 3 開催場所

阿賀野市役所 第1多目的ホール

### 4 出席者（傍聴者を除く。）の氏名（敬称略）

- ・委員：藤森勝也、浅間信、渡邊実、相川久美子、渡辺基子、石井誠一  
（9人中6人出席、委任状3件）
- ・事務局：本間課長、石山補佐、長谷川地域包括支援センター阿賀野センター長、  
山崎地域包括支援センター笹神センター長、山崎地域包括第一係長、  
吉川介護保険係長

### 5 議題（公開・非公開の別）

- (1) 阿賀野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（(素案)について（公開）
- (2) 第7期介護保険料の試算結果（介護報酬等改善前）について（非公開）

### 6 非公開の理由 阿賀野市審議会等の会議に関する要綱第3条第3号による（未確定な試算段階のため、公開することにより支障が生じる恐れがあるため）

### 7 傍聴者の数 1人

### 8 発言の内容

#### ○事務局（本間課長）

ただいまから、第2回高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を開催します。委員の皆様方におかれましては、それぞれ大変お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

なお、会議出席者名簿をお手元に配布しておりますが、本日の欠席者は、田中委員、島田委員、相沢委員、の3名になりますが、3名の委員から委任状をいただいております。

したがって、委員9名中出席者が6名、委任状による代理議決権の委任が3

名となり、半数以上の出席によりまして委員会条例第6条第2項の規定により委員の半数以上の出席に達しておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

それでは、議題に入ります前に確認をさせていただきたいと思います。本日の会議につきましては、阿賀野市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条により、議題1については公開とし、議題2については要綱第3条により非公開とする審議会となります。現在1名の傍聴者がおりますが議題2に入りましたら退席をお願いします。

また、この審議会の議題1につきましては、議事録あるいは議事内容について公開となりますので、阿賀野市のホームページ等で掲載させていただきたいと思います。なお会議内の固有名詞等については省かせていただきたいと思います。

それでは会議に先立ちまして藤森委員長より挨拶をお願いいたします。

#### ○委員長（藤森委員長）あいさつ

皆さん、おはようございます。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。阿賀野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定委員会でございます。第1回目が8月17日ということで今から4ヶ月前でございますので、委員の皆さんも内容をもしかしたら大分期間が経ちましたので忘れられているかもしれないので、ちょっと私も振り返ってみましたけども、前回のときは第6期の介護保険事業計画というのを振り返らせていただきまして、第7期介護保険事業計画というこちらのほうはどれくらいあるかというものを、ポイントということで話しをさせていただきました。こちらのほうは2017年介護保険制度改定ということがありまして、改定のポイント5点出されていたと思います。それは自立支援・重症化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療・介護の連携の推進等、地域共生社会の実現、所得の高い層の負担割合を見直していく、介護納付金への総報酬割の導入というものでした。それから(株)アシストという会社を通して阿賀野市の介護予防日常生活ニーズ調査をした結果をお聞かせいただきましたし、また阿賀野市の高齢者を取り巻く状況についてもお聞かせいただいたと思います。皆さんもご存知のように、阿賀野市については今65歳以上の人が31%ということで、もちろん全国的にもそうですが阿賀野市も高齢者が増加しているという状況です。そういった中でニーズ調査の中では、4.5割以上の方が認知機能が低下しており、3割以上の方がうつ傾向にあるということです。介護認定の人達が増加してきていると、また介護認定の費用が増加しているということが、これは全国的にどこでもそうだと思いますが、そういったことが伝えられておりました。そういったことを踏まえて、皆さんもご存知のように日本全国どこでも超高齢化そして少子化、そして多死社会になっておまして、その中で高齢者の方が住み慣れた住まいで、いかに最後まで元気に過ごしていけるかということを考える計画が今回のものです。委員の皆様方におかれましては、市の方から計画の案をお聞きして忌憚のない意見を頂

戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（本間課長）

ありがとうございました。それでは、介護保険事業計画策定委員会条例第5条の規2項により、藤森委員長より議長をお願いし、議事を進めていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤森委員長）

今も述べさせていただきましたが、こちらの第2回目の高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会、第7期の介護保険事業計画を皆さんからご意見をいただくという会議でございます。先ほども皆さんに2025年の団塊の世代が75歳を迎える超高齢化社会に対して、それに対して対応がそれぞれ都道府県、市町村に求められていますが、国は地域医療介護総合確保法を立ち上げまして「地域医療ビジョン」を立て、「地域包括ケアシステム」をそれぞれのところで構築するよというこことです。「地域包括ケアシステム」皆さんもご存知のように、先ほど私簡単に述べさせていただきましたけれども、高齢者の方が自分の住まいで最後まで元気に過ごしていけるよというこことで、それを支える一番大切なのは生活支援、そして介護予防ですね。このところをいかに充実させるかが大切です。もちろん病気になったときは医療を提供する、そして介護を提供するということですが、それを合わせて「地域包括ケアシステム」と言っていますが、それはいかにより良いものを構築していくかというこことで、第6期の計画でも書かれていたわけですが、第6期の計画をこの間も聞かせていただきましたが、様々な課題を見直しながら今回の第7期計画についてお聞かせ願って、そちらのほうを皆さんで検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案に入りまして、

- (1) 第7期介護保険事業計画(素案)について
  - (2) 第7期介護保険料の試算結果(改定前)について
- 事務局よろしくお願いいたします。

○事務局（本間課長）

それでは本日の議題につきまして、ご説明申し上げます。

この第7期介護計画（素案）は、第6期計画の見直し等や阿賀野市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を基に、新潟圏域関係市町及び県と調整、庁内関係課と協議等を行い策定に当たってきました。本日の委員会での意見を踏まえたうえで、パブリックコメントなどを通じて幅広く市民の要望・意見を取り入れてまいりたいと考えております。

まず、今回の計画書策定にあたり構成や主要項目等について、委託業者である(株)アシストの田口課長からご説明をお願いしたいと思います。

○(株)アシスト（田口課長）

(株)アシストの田口でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは皆様のお手元にあります「阿賀野市（素案）高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」につきまして、一般的事項を中心に第6期から第7期の改正点についてご説明させていただきます。

介護保険事業計画は、これから審議していただく素案の第7期ということになりまして、創設から17年経過し、今まで第6期計画ということでやってきたと思いますが、今まで踏襲してきた内容に新しく2017年以降の制度改正、第7期計画の内容がこれが新しい風を吹き込んで、これから介護保険事業計画を充実させていくという形になっています。計画書の構成ですが、基本的には第6期計画と同じような構成としてあります。ただし第4章の施策、事業に関する執筆部分につきましては、2025年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進というところを踏まえまして、基本施策のIからVIまで若干一部修正しているところもございます。この原稿の第7期介護計画の素案につきましては、第1章で計画の策定にあたってということで趣旨、概要的な部分をお示しし、第2章におきまして高齢者を取り巻く現状とことで、高齢者数、高齢者世帯、認定者数等の現状の数値をグラフ化いたしました。そして昨年実施いたしました日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果の運用です。これらに加えて地域ケア会議から見た課題等について、2章簡抜に第7期介護計画における課題は何だろうというところで現状を踏まえた上で、課題を整理していきたいと考えています。そして課題を第3章における計画の基本的な考え方ということで、理念、方針、目標、これら施策体系、このような体系で問題を解決していこうという道しるべを第3章に配置しまして、第4章ではこの道しるべに従って具体的な施策、事業、こういった目標値を設定することで課題を解決していくような内容の構成になっています。第5章におきましては、介護保険料、第1号被保険者の方々の介護保険料を算出するまでの、高齢者の方々を含めた人口等の推計から始まりまして、各種介護保険サービスの見込み量、そして介護保険料をお示しするという構成となっています。先ほど委員長のほうからもご説明ありましたが、今回大きな制度改正であります保険者機能の評価ということがありまして、計画書を作った後にしっかりと見直していくというところが新たに義務付けられました。そのため第6章の計画の推進・評価のところでは、計画の運用に関するPDCAサイクルと言いますが、計画を立て、縷々行動し、日々チェックしてまた再びより良くして戻していくということで、PDCAサイクルに基づく計画の推進評価をしていくということが必要になってきます。以上簡単ではございますが、第1章から第6章まで、この第7期介護保険事業計画の簡単な構成ということで説明させていただきました。

それでは具体的に第1章から健康管理を中心に駆け足になりますが説明させていただきます。まず3ページをご覧ください。計画の策定にあたってということございますが、ここにつきましては第6期計画におきましても、地域包括ケアシステム

の構築をして2025年に向けて介護保険事業計画を進めていくという内容でしたが、今回第7期の基本指針におきましては、地域包括ケアシステムの構築ではなくて深化・推進ということで、更に地域にも進めるということになっていきますので、その内容に即した形で計画策定の背景の趣旨というところをじっくりと修正させていただいております。4ページ目をご覧ください。ここにつきましても計画の位置付けということで、関係する各種計画、計画が変わったところもありますのでこちらのほうも修正してあります。6ページ目になりますが、第5節2017年介護保険制度の改正につきましては、委員長から先ほどポイントを絞ったご説明をいただきましたのでこちらのほうは割愛させていただきます。第2章9ページ以降ご覧いただきたいと思います。ここにつきましては、高齢者を取り巻く状況ということで第6期計画から第7期計画にもありましたので、こちらは後ほどご覧ください。16ページ目では第1回目の会議でも説明しましたが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査これらを踏まえて、17ページと18ページ目に調査から見えたポイントを掲載しましたけども、主な調査結果を分析等も含めて掲載させていただきました。19ページ目から28ページ目につきましては、認定者の推移、現在阿賀野市の介護保険サービスの状況につきましてのグラフを用いての記載となっています。29ページ目をご覧ください。29ページ目におきましては、第5節日常生活圏域の地域特性というところで、安田地区、京ヶ瀬地区、水原地区、笹神地区というところで、先回の計画にもありましたがそういった形で地域特性を簡単にまとめてあります。34ページ35ページにおきましては、地域ケア会議における取り組むべき内容ということで、課題1課題2と記載してありますが、これは後ほど事務局のほうから説明があると思います。これら現状の数値的などところ施策を調査結果、そして地域ケア会議から見えてきた課題、これらを相殺しまして36ページと37ページ目に第7期計画における課題を8つ掲載しました。課題の1つ目は物忘れやうつ傾向に対する予防・支援対策の取組が必要なのではないか。2つ目として地域住民同士のふれあいや見守り強化、こちらの強化が必要なのではないか。3つ目に要支援・要介護認定者の予備軍となる、要援護者に対応した介護予防と生活支援サービスの提供体制が必要なのではないか。そして課題の4番目では、委員長のほうからも説明がありましたが、生活支援サービスの担い手となる介護支援ボランティアの発掘が必要なのではないか、そんなふうに感じるところです。そして37ページ課題の5番目では、高齢者への負担軽減に向けた介護給付費の適正化対策の強化ということ。介護給付費の適正化におきましては、保険者機能の強化ということで第7期計画に義務付けられているところです。課題の6番目では、自治会をはじめとする地域コミュニティ活動の維持。課題の7番目では、認知症になって課題を抱えるケースが多い、これに対応する必要があると。最後、課題の8番目として高齢者世帯の増加に伴い生活支援の必要な人が増えている。以上課題8つを挙

げられています。これらの課題の解決方法としまして、第3章41ページ目から43ページ目まで計画の基本的な考え方ということで、第2節で計画の基本施策ⅠからⅥまでこれらの方法で課題を解決していくことを示しています。施策Ⅰでは、健康寿命の延伸に向けた健康づくり、施策Ⅱとして、だれもが社会参加したくなる地域づくり、施策Ⅲ、地域ニーズに対応した高齢者福祉サービス体制、施策Ⅳで、安全かつ安心して暮らせる地域づくり、施策Ⅴで、阿賀野型地域包括ケアシステムの深化・推進、最後Ⅵ施策目といたしまして、維持可能な介護保健事業の運営、というところで43ページ目に基本施策の体系をまとめてあります。具体的な施策事業といたしましては、47ページ目以降、2025年を見据えた保健福祉事業の展開のところで、具体的な施策・事業におきまして、実績値、見込み値、計画値、あとは現状を踏まえた今後の取組という方法でまとめてあります。基本施策Ⅰ48ページ目から53ページ目におきましては、現在の計画健康づくりの担当部署ですが、一部加除修正して記載したところです。52ページ目から53ページ目におきましては、今までは一次予防、二次予防というような形で介護予防を進められてきましたが、総合事業に移行してからは一般介護予防というところで、支援が必要な方も元気な高齢者の方々もみんな一緒になって介護予防に取り組んでいこうということで、一般介護予防事業ということで名称変更がありました。今までの事業は一部転記して記載してあります。54ページから56ページにおきましては、基本施策Ⅱだれもが社会参加したくなる地域づくりということで、生涯学習、高齢者の方の社会参加、就労対策というところの記述になっています。57ページ目から64ページ目までは、地域ニーズに対応した高齢者福祉サービス体制ということで、生活支援事業、総合事業というところの記載になっています。こちらの総合事業につきましても60ページから64ページに記載してあります。65ページ目から72ページ目までは、安全かつ安心して暮らせる地域づくりということで、地域包括支援センターの体制強化ですとか、生活環境整備、交通対策、防災対策、防犯対策といったような記載となっています。73ページから85ページ目までは、阿賀野型地域包括ケアシステムの深化・推進ということで、地域包括ケアシステムの中心となる在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活予防・介護予防サービスの体制整備、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携、地域福祉活動の充実ということで、ここが基本施策のⅤになりまして、阿賀野市らしさのところと、地域包括ケアシステムの支援の共通の部分が記載され、ここについても後ほど事務局から説明いただきたいと思います。86ページから89ページですが、ここが基本事業のⅥつめ持続可能な介護保健事業の運営ということで、介護保険の給付適正化事業、保険者機能の強化、これに加えまして低所得者への対応、介護情報提供体制の強化を執筆しています。87ページの介護給付費適正化事業につきましては、県のほうで適正化計画を策定しておりまして、こちらのほうと照らし合わせ

る形で、県と連動して一緒になって介護給付の適正化を目指していくというところの記載になっています。以上が第4章具体的な施策に関する内容になっています。第5章につきましては、議題2の試算結果のところでご説明いたしたいと思います。最後第6章になります。計画の推進・評価について、先ほど構成の内容のところの説明しましたが、この計画書を作ったあとに計画の推進・評価ということで、チェックをしてより良くしていくということで第7期に新しく加除修正してあります。その後の計画の進行管理、評価・点検と各主体の役割というところにつきましては、第6期を踏襲しつつ互いのところを協働して取り組むというというような内容となっています。資料編におきましては、策定委員会の条例、策定経過、パブリックコメントの予定という記載で、第7期介護事業計画の素案の内容になっています。一般的な記載につきましては以上になります。ありがとうございました。

○事務局（本間課長）

阿賀野市の主な施策等につきましては、石山補佐から説明いたします。

○事務局（石山補佐）

石山です。よろしくお願ひします。(株)アシストさんのほうからは詳しく制度等について説明していただきました。私のほうからは市の施策的なもの、阿賀野市が阿賀野市らしい地域包括ケアシステムをどのように目指すかということを中心に説明したいと思います。34ページになります。地域ケア会議からみた高齢者の課題ということで、課題1徘徊者の行方不明がある。課題2受診・買い物などのために移動に手助けや支援が必要という、ケア会議から見た高齢者の課題が浮き彫りになってきたところですが、それをどういうふうにしていくのか、どうやって取り組んでいくのかということで、課題Iにつきましては、地域での見守り体制があるということが望ましい姿だということで、現状で実現のために包括が取り組むことということで、サロン等参加者の認知症高齢者に対する受け入れ意識啓発ですとか、認知症徘徊者見守り対策の実施の検証と体制づくり、認知症高齢者の行方不明発見時の検証と体制づくり、行方不明や事故を心配する認知症高齢者等を介護する家族支援などを掲げまして、実現のためにはどのような地域資源と連携していくかということで、左の四角にあります。安心安全メールをはじめ、いくつかの事業所と連携しながら見守りをしていくという体制を考えています。実現のためにあったらよい地域資源ということで、見守りネットワークを考えながら地域資源開発のための包括がアプローチすることということで、行方不明者や事故リスクの高い人の名簿作成とか、見守り事業などを平成29年10月から開始しまして広報等にも掲載させていただきましたが、靴などに貼る阿賀野市の登録番号が表示された反射ステッカーを交付する事業を始めたところです。これにつきましては見守りネットワーク構築のための体制づくりということで、実現に向けて取り組んでいるところです。課題2の受診・買い物などのために移動に手助けや支援が必要ということで、あるべき

姿として高齢者が買い物や移動に困らず生活できる地域を目指していきたいということです。現状で実現のために包括が取り組むことということで、単身高齢者訪問でインフォーマル地域資源を把握する。民生委員からの情報収集というようなことで、既存の地域資源と連携していくということで、社協やシルバー人材センター、その他民間事業所と取り組んでいきたいと思います。実現ためにあったらよい地域資源というものでどんなものがあるか、乗り合いタクシー、有償運送、医療機関巡回バス、ボランティア付市営バスなど考えられる資源になると思います。資源を開発するために包括がアプローチすることは、今現在生活支援協議体への現状報告や社会福祉協議会、関係課との協議、また元気づくりサポーターを活用するため市担当課と協議などを行いまして、生活支援協議体や関係課と連携し必要なものを明確にしていく、これは現在進めておりまして、平成30年度に踏み込んだところを検討していくということになります。第7期計画における課題を整理したものが36、37ページになります。続きまして57ページになりますが、基本施策Ⅲ地域ニーズに対応した高齢者福祉サービス体制ということで、生活支援事業、任意事業、総合事業の実施、負担の軽減を掲載させていただきました。主に担当課は高齢福祉課と包括支援センターが関係する事業が多くなります。その中で既存のサービスの実績と見込みを載せているところです。60ページに総合事業の実施ということで29年度から提供しているサービスを記載してあります。訪問型サービス、訪問型サービスA、訪問型サービスB、訪問型サービスCといったような事業を29年度から始めまして、実績見込みということでそれぞれ記載させていただきましたし、計画のについても今後の見込みとして掲載させていただきました。29年度の実績を見込みながら来年度の7期計画において、実施した計画・事業が展開できるようにしていきたいと思います。続いて62・63ページについてはそれぞれ同じように通所型サービスについて計画を記載してあります。63ページ(3)のその他の生活支援サービスということで、ここは生活支援体制整備ということで先ほどの35ページありましたが、生活支援協議体と必要なサービスについては検討していく内容になっていますので、次年度以降のサービスに向けて整備していきます。続いて73ページになりますが、阿賀野型地域包括ケアシステムの深化・推進ということで、計画の中心となる基本施策になってきます。「高齢者が安心して地域で生活を送るためには、公的なサービス提供だけでなく、より身近な存在である地域住民の手助けが必要になります。」と書いてあるとおりですが、市民による福祉活動に対して必要な支援や基盤づくりを行っていくことになります。「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援・介護予防サービスの体制整備」「地域ケア会議の推進」ということで、在宅医療・介護連携の推進では、地域医療ということで取り組んでいく事業になっています。認知症施策の推進では、認知症初期集中支援の推進という新しい事業として取り組んでいく体制になっています。在宅医療・介護連携の推

進の連携ということで75ページに目指す体制等として図を記載してあります。76・77ページでは事業に向けた項目をそれぞれ記載しています。78ページの認知症施策の推進ということで、事業の内容、80ページからはそれぞれ取り組んだ事業を記載してあります。続いて81ページの生活支援・介護予防サービス体制整備ということで、整備について82ページに協議体の設置と生活支援コーディネーターの設置について掲載しております。

おおまかにこのように阿賀野市らしい阿賀野型地域包括ケアシステムということで重点的に、阿賀野市らしい深化・推進に向けて一丸となっていきたいと考えています。簡単ですが、事業の説明を終わります。

○議長（藤森委員長）

ありがとうございました。ただいま(株)アシストさん、事務局の説明がございましたが、委員の皆様方、ご意見ご質問があればお伺いしたいと思います。如何でしょうか。

○委員（相川委員）

34ページの認知症高齢者等見守り事業で配布されるステッカーはどんなものでしょうか。

○事務局（本間課長）

いま現物をお持ちします。

○議長（藤森委員長）

こちらのほうは既に現在進行形ですか。

○事務局（長谷川センター長）

はい、10月から要綱を作りまして実施しています。

○議長（藤森委員長）

どの位の方に配布されていますか。

○事務局（山崎センター長）

8名の方に配布しています。80ページのところに記載しましたが、行き先がわからなくなったり知らない場所で保護された時など、いち早く家に帰れるようにということで、実際申請時にどこに生まれて日課がどんな感じで普段行きそうな場所とか聞き取りした内容を申請時に提供いただいて、それを市役所危機管理課、阿賀野警察署、阿賀野市消防と包括が受付させていただきますので、その4機関が同じ情報を共有しておいて、あと顔写真として上半身、全身像の2枚を添付いただいてそれを皆に関係機関に配布し、実際そういう方がそわそわして心配そうに歩いているとき、市民の方からやさしく声をかけていただいて、迷っているということであれば連絡をもらったりするといち早く帰れるという仕組みで活用していただくためのシールになります。主に靴の踵に貼っていただくものとして、いまお一人様に5枚セットでこういった反射ステッカーといって（現物を上げる）、靴の前のところと

踵の後ところに貼るということで5足分を今年度配布させていただいています。

○委員（相川委員）

番号が入っているんですか。

○事務局（長谷川センター長）

はい。保護されたときにその番号を見れば、どこの住所の方で連絡先は誰でというような情報を警察、消防と危機管理課と包括で情報共有していて、すぐに家に帰られるような体制をとっています。

○議長（藤森委員長）

徘徊者の行方不明の方というのは、1年間にどの位いらっしゃるんですか。過去の実績として。2016年とか2015年は。

○事務局（長谷川センター長）

今年で9件位です。

○議長（藤森委員長）

2017年は今のところ9件位ですね。

○事務局（長谷川センター長）

今朝も入れると10件になります。朝ごはん食べているときに警察から市の警備に連絡が来てそれから私のほうに連絡があって、一人で歩いているところを新聞屋の方が見つけてくれて、警察のほうへ届けてくれたんですが私のところへ連絡が来ました。警察のほうでもどこの方が判っていて、家へ行ってみたら鍵がかかっている、弟さんの連絡先へ行ってみたら弟さんもない状況で、何か包括のほうで他の情報ありますかと今朝連絡がきたんですが、たまたま弟さんが早めに家に帰ってきたのですぐに対応できたということがありました。あと今週の水曜日あたりですが、これは介護申請していない方で66歳くらいの方ですが、これも入れれば11件くらいになるでしょうか。この方は、認知症の診断をだいぶ前に受けていまして服薬していたらしいんですが、どこに行ったか見当たらないで親戚の方が捜して警察に届けたらしいんですが、ちょうど夕方によく探せないで今朝探したら、宅地の中にある井戸に落ちて亡くなっていたという事件がありました。今週は2件ありました。結構件数はあります。

○議長（藤森委員長）

そうすると今年で9件、年間で大体10数件位という感じですね。当初配布する予定の人は、どの位を想定していますか。10月から始められたということですが。

○事務局（山崎センター長）

当初は新発田市さんが阿賀野市の人口よりも倍なんですけど、こちらの実績が30件位と聞いていたので、阿賀野市はそんなに出ないかなと思って、最初は7～8件をイメージしていました。

○議長（藤森委員長）

行方不明になったら配っちゃいけないんで、危ないという情報を得ながらその人達に貼っていただくということが大切で、想定としては1年間に10件程度ですか。

○事務局（山崎センター長）

最初のスタートはその位かなと思ったんですが、意外と好評です。

○議長（藤森委員長）

これは問い合わせがあったらそのお宅にお配りするということですか。

○事務局（山崎センター長）

主にはケアマネージャーからどうでしょうかと照会をさせていただいたり、包括のほうで過去に相談にのった方に説明して申請につながっています。

○議長（藤森委員長）

よろしいですか。（はい）ありがとうございました。

他に何かご意見等ありますか。渡辺（莖）委員、どうぞ。

○委員（渡辺（莖）委員）

87ページですがケアマネジメント等の適正化の中で、ケアプランの点検がここに上がっています。今までこのようなことが行われていなかったと思いますが、今後このようなことを行うということの内容だと思いますが、具体的に「事業者に資料提出を求め、市職員等第三者が点検及び支援を行います。」ということで、この当り具体的にもう少しお話を聞けますでしょうか。

○事務局（吉川係長）

介護保険係吉川です。今までも件数は少ないですが毎年点検をしまして、ケアマネ事業所にはご協力をいただいています。件数が足りなくて目立たなかったんですが、今後は第7期介護計画にも載るようになったので、具体的なやり方はこれからもうちょっと詰めないといけません。年間で計画を上げてそれに沿って、それをまず市がやるといってもケアマネ事業所の協力がなければ成り立たないので、その辺はこれからの詰めですが、年間計画を立ててご協力をいただいきたいと思っています。

○委員（渡辺（莖）委員）

そうですね。ありがとうございました。今までもずっとあったということも私のほうではなかったんですが、今後30年度にこれからそういうふうな計画を立てて行うということがはっきりここに打ち出されたらと理解していいですね。（はい）ありがとうございました。

○議長（藤森委員長）

他にいかがですか。せつかくですから一人ずつご意見を頂戴できたらと思いますが、石井委員の方から何かありますか。

○委員（石井委員）

35ページの買い物とか、市でバスとか車用意すると迎えに来てくれるとか話を

聞いたことがあるんですが、市が直接関わっていると聞いたことがあるんですが。

○事務局（本間課長）

商工観光課のほうで、デマンドタクシーということで事前に電話予約しましてやっていて、市日の日とかそういった時に、確か集落でまとまれば迎えに行って市日へ行ったり時間があればおんこ茶屋で休憩するという、試験的にやっているようです。

○委員（石井委員）

話を聞いたので、実際どんなものかと思ひまして。

○事務局（山崎係長）

余り希望はないので、サロンに声かけして照会している状況のようです。

○事務局（本間課長）

まだ始まったばかりなので・・・

○委員（石井委員）

もっとPRしたらいいと思いますが。ありがとうございます。

○議長（藤森委員長）

ありがとうございました。それでは渡邊委員お願いします。

○委員（渡邊（実）委員）

私もさっきの徘徊が気になっていたんですが、例えばデイサービスの利用者でこの人は貼ったほうがいいのになという人がいたら、こちらから申請をだしていいですか。やっぱりご家族に話してご家族からしてもらったほうがいいのか。

○事務局（山崎センター長）

ご家族にこういった事業があるかどうかと云って、ご家族が希望されればそれを包括に連絡をいただければ、地区担当者からケアマネ等に話を聞いて説明いたします。

○事務局（長谷川センター長）

やはり家族の同意が必要で、（そうですね。）中にはそんなシール貼るなら絶対私はいやだと言う家族もいて、認知症を知られたくないということもあるので、教えていただければこちらで説明等に伺います。

○議長（藤森委員長）

これは広報あがのとかに広報されていますか。（はい）もうされたんですね。いつされたんです。

○事務局（山崎センター長）

11月15日号です。

○議長（藤森委員長）

そうですね。それに広報することによって何か反響とかありましたか。お願いしますとか問い合わせとかは。

○事務局（山崎センター長）

一般の方からの要求というよりも、その前にケアマネ連絡協議会というケアマネさんの集まりのときにこちらからケアマネさんをお願いしたのもありまして、それと同時にケアマネさんが気にかけている人に声をかけていただいて、申請につながったというのがあります。

○議長（藤森委員長）

ちょっと案とは直接関係ないですが、広報の仕方というのは今のところ広報あがの、それから他には。

○事務局（山崎センター長）

ケアマネさんのところの会議で、包括と協働で必要な人に・・・

○議長（藤森委員長）

会議で紹介したということですね。それではホームページ上に出しているとかそういうことはないですか。例えば阿賀野市のホームページ上に出しているということはないですか。

○事務局（両センター長）

まだです。あとはあがの新報さんに掲載しました。

○議長（藤森委員長）

わかりました。確かこの素案の中にも 1,000 世帯位単身世帯があると書いてあるので、そういうふうな中で高齢者夫婦の世帯も 1,000 世帯以上あると書かれていました。わかりました。ありがとうございました。浅間委員、お願いします。

○委員（浅間副委員長）

質問が正しいのかどうかわかりませんが、地域包括ケアシステムというのがこれからどんどん必要になってくと思います。地域包括ケアシステムというのはいろいろな方が携わることになると思うし、一番大事な情報のまず共有という、今の時点だとケアマネージャーが各情報を上げたりすると時間がやっぱりかかっていたりするし、入院するとケアマネージャーに情報が耳に入らないなどがあるので、ひとつの情報を共有するものがあれば、受け入れる側としても入院の記録も確認できるし、ということであれば一つの情報を各事業者が共有するというものももしあるのであれば・・・そういうのを検討されているような話を聞いたことがあるんですが。

○事務局（山崎係長）

それについては私のほうで説明いたします。77ページの在宅医療・介護連携に関する取り組みというところで、②で在宅医療・介護関係者の情報共有について書いてありますが、今現在、情報の共有のツールとして、あがの市民病院の入退院にかかる情報共有統一様式の機能の見直し検討をしております、あがの病院を入退院した方に関しては、統一した様式を使って提供することにしていて、これは在宅のケアマネを中心に今この様式を使っております、今後施設のほうにも統一様式で

情報を提供し共有をしていけるかなというふうに考えています。今は紙ベースですのでできれば細部に共有するというので、やはり I T C を使っていきたいと思っているところで、いろいろな補助金を申請していますが採択されないという実情があるので（聞き取り不能）検討していきたいと考えています。

○議長（藤森委員長）

I C T の問題もあるということで、この案の中でこちらのほうを使っただきましてということだと思います。他にありませんか。

この第 7 期の計画を作るに当たって、年間どの位の予算ですか。想定されるものは。

○事務局（本間課長）

4 8 億までは行かない規模になります。先回の第 1 回目のときに給付費と見込みのほうを提出しましたが、今回の介護保険事業量のこれから説明するところで詳しく話があると思いますが。

○議長（藤森委員長）

ごめんなさい。市が負担する事業費用ということですが。例えばこの計画を推進していくにあたり、毎年の市の事業としての費用です。

○事務局（本間課長）

法定の負担分と事務費的な諸費用的な部分で（聞き取り不能）。例えば、介護給付費については 12.5% が市の負担分（聞き取り不能）地域支援事業費では 19.5% と一定の負担がありまして、（聞き取り不能）

○議長（藤森委員長）

特にこの政策の中に全部で 6 つの大きな柱の施策がありますが、この中の事業の大きさといいますか、定義の大きさというのは。

○事務局（本間課長）

（聞き取り不能）職員の人件費が一番大きいと思いますが、地域支援事業費の分で事業費分を除くと今まで給付でみていた通所介護と訪問介護の部分が総合事業に移ってまいりまして、そういった部分を除いて（聞き取り不能）事務費的なものあるいは制度改正のシステム改修費とかが大きい・・・

○議長（藤森委員長）

はい、わかりました。他によろしいですか。それではそれぞれ委員の皆さんからご意見をいただきましたので、第 7 期の介護保険事業計画素案ですが、こちらのほうは公表してパブリックコメントをもらうというような形の段階に移行するというので、よろしいですか。

○事務局（石山補佐）

はい。

○議長（藤森委員長）

それではパブリックコメントの計画案ということで作業を進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（石山補佐）

先ほど言い忘れましたが120ページの訂正をお願いします。2計画の策定の経過の第2回のところですが、会議内容の中段のところですが、「第7機械語」となっていますが「第7期介護」に訂正してください。

○議長（藤森委員長）

あとはよろしいですね。

○事務局（石山補佐）

議題1のところはパブリックコメントの計画（案）としてよろしいでしょうか。

○議長（藤森委員長）

それでは議題1を終らせていただきます。

（非公開となるため傍聴者は退席を願う。）

○議長（藤森委員長）

議題2は非公開ということで、よろしくお願いいたします。

【非公開案件】 議題2 第7期介護保険料の試算結果(改定前)について

議題3 その他

○議長（藤森委員長）

最後に事務局で何かございますか。

○事務局（石山補佐）

今回の策定委員会の日程を上げさせていただきたいと思いますが、今回の素案につきまして1月10日から2月8日までのパブリックコメントに入ります。1月1日号の広報に掲載しまして、2月8日までに提出されたご意見等についてどういうふうに検討していくか、修正が必要なものは修正しなければならないし、その内容について委員の皆さんから検討していただいて修正作業を行いまして、第3回目の策定委員会に提案し確認をいただいた後に、内容を公表したいと考えています。また最終的な第7期介護保険事業計画（案）の報告を議題とした会議を予定しております。2月の中旬に予定しておりますが、パブリックコメント終了後はぎりぎりの日程になりますので、早めに日程を調整していただきたく委員長及び副委員長の日程を考慮させていただいて、2月14日（水）～、2月16日（金）の間で現在考えております。委員の皆様のはうはいかがでしょう。今回も最初25日を予定していたものが22日変更いただいたのも、半数以上の委員の出席がないと会議が成

り立たないということで、急遽変更させていただいた経緯がありまして、委員の皆様から全員、計画の最終案ということになりますので出席いただきたいと考えています。パブリックメントが8日で終わりその後連休が入ってくるので、郵送の場合当日消印有効となることから、もしかすると休み明けの13日に手元に届くということも考えられることから、その後の意見の集約等を考えると事前に意見と回答の内容を事前に配布することができなくて、当日に意見や回答等の資料を当日配布することになると思いますが、それを踏まえていただき14～16日で日程を調整させていただきたいと思います。当課の案としては15か16日でお願いしたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。12月末までに日程等を早めに出したいと思いますが、それで調整をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。

○議長（藤森委員長）

策定委員会の当初の予定は4回でしたが、3回になりますね。

○事務局（石山補佐）

そうですね。

○議長（藤森委員長）

わかりました。何か他にありますか。

○事務局（石山補佐）

次の会議では保険料はほぼ確定されて出せると思います。まだ予測でしかありませんが。

○議長（藤森委員長）

保険料が決められているかどうか、確定しているかわかりませんがね。

委員各位、よろしいですね。それでは皆様ありがとうございました。

#### 4 閉会

○議長（藤森委員長）

第2回高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員を終了させていただきたいと思います。ご苦勞様でした。

○事務局

ありがとうございました。

終了時間 午前11時20分

#### 5 問い合わせ先

高齢福祉課介護保険係 TEL : 0250-62-2510 (内線 2120)

E-mail : [kaigo@city.agano.niigata.jp](mailto:kaigo@city.agano.niigata.jp)